

「介護予防・日常生活支援総合事業」重要事項説明書

当事業所は箕輪町の指定を受けています。
(箕輪町指定 第2072400076号)

当事業所はご契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	4
7. 苦情の受付について.....	4

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 箕輪町社会福祉協議会
(2) 法人所在地 長野県上伊那郡箕輪町大字三日町1372番地1
(3) 電話番号 0265-79-4180
(4) 代表者氏名 会長 中村 克寛
(5) 設立年月 昭和46年6月23日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防・日常生活支援総合事業
平成29年4月1日指定 箕輪町2072400076号
(2) 事業の目的 事業所は、ご契約者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対して介護予防サービスを提供します。
(3) 事業所の名称 社会福祉法人 箕輪町社会福祉協議会
(4) 事業所の所在地 長野県上伊那郡箕輪町大字三日町1372番地1
(5) 電話番号 0265-79-1516 FAX 0265-79-6770
(6) 事業所長（管理者）氏名 有賀 宏美
(7) 開設年月日 平成4年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 箕輪町全域
(2) 営業日及び営業時間

受付時間	月～金 8時30分～5時15分
サービス提供時間帯	午前8時から午後6時までとします

4. 職員の体制

当事業所では、指定基準を遵守し、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1人		・業務及び従事者の管理 ・訪問介護計画の作成
2. サービス提供責任者	3人		
3. 訪問介護員	4人	12人	・サービスの提供
(1) 介護福祉士	4人	10人	
(2) 初任者研修 修了者	0人	2人	

5. サービスの提供と利用料金

(1) 当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

＜サービスの概要と利用料金＞

<p>○身体介護 ○生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。</p> <p>※上記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。</p>
--

下記の料金表より、支援計画に応じたサービス利用料金から給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

① 基本サービス利用料金

(単位：円)

訪問型独自サービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ	230/回	
訪問型独自サービス入浴加算	55/回	
処遇改善加算Ⅰ	32/回	令和6年6月より 加算が一本化 56/回
特定処遇改善加算Ⅰ	14/回	
介護職員等ベースアップ等支援加算	6/回	

負担割合が2割、3割の場合は2掛、3掛の料金となります。

②初回加算 200単位(月)

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問をした場合に位置づけられています。

③介護保険からの給付額に変更があった場合、該当サービスの利用料金を変更できるものとします。

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

買い物等で他町村へ行く場合、ガソリン代は実費いただきます。(1kmにつき40円)

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1),(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日(土・日・祝日の場合は翌日)までに、ご契約の指定される金融機関講座から自動引き落としの方法でお支払いいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

(4) 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。また虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

(5) 緊急時の対応に関する事項

事業者は、訪問介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに家族又は主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(6) 衛生管理等に関する事項

職場における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しています。また、感染症の予防及びまん延防止のための研修、訓練を定期的実施します。

7. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 事業所相談・苦情窓口

当事業所が提供する介護予防・日常生活支援総合サービスに関するご相談・苦情を承ります。

○受付窓口（担当者） 有賀 宏美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15

(2) その他

当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

地域包括支援センター (箕輪町役場高齢者福祉係)	電話番号 0265-70-6622 FAX 0265-70-6699 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15
長野県 国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 026-238-1580 FAX 026-238-1581 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15

(3) 当事業所は第三者評価の実施は行っていません。

令和 年 月 日

介護予防・日常生活支援総合サービスの提供の開始にあたり、契約者に対して
契約書および本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

【所在地】上伊那郡箕輪町大字三日町1372番地1

【名称】 社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会

(説明者) 所属 箕輪町社会福祉協議会指定訪問介護事業所

氏名

私は、契約書および本書面に基ついて、事業者から重要事項の説明を受け、介
護予防・日常生活支援総合サービスの提供開始に同意しました。

契約者

【住所】

【氏名】

(代理人)

【住所】

【氏名】 ()